復興再生利用の安全性

別添3

環境省

■復興再生利用に当たっては、放射線の国際的な安全に関する目標(追加被ばく線量1mSv/年)※を踏まえ、**年間追加被ばく線量が1mSv以下**（これを満たす復興再生土の放射能濃度として**8,000Bq/kg以下**）となるよう基準を定めており、安全が確保されている。

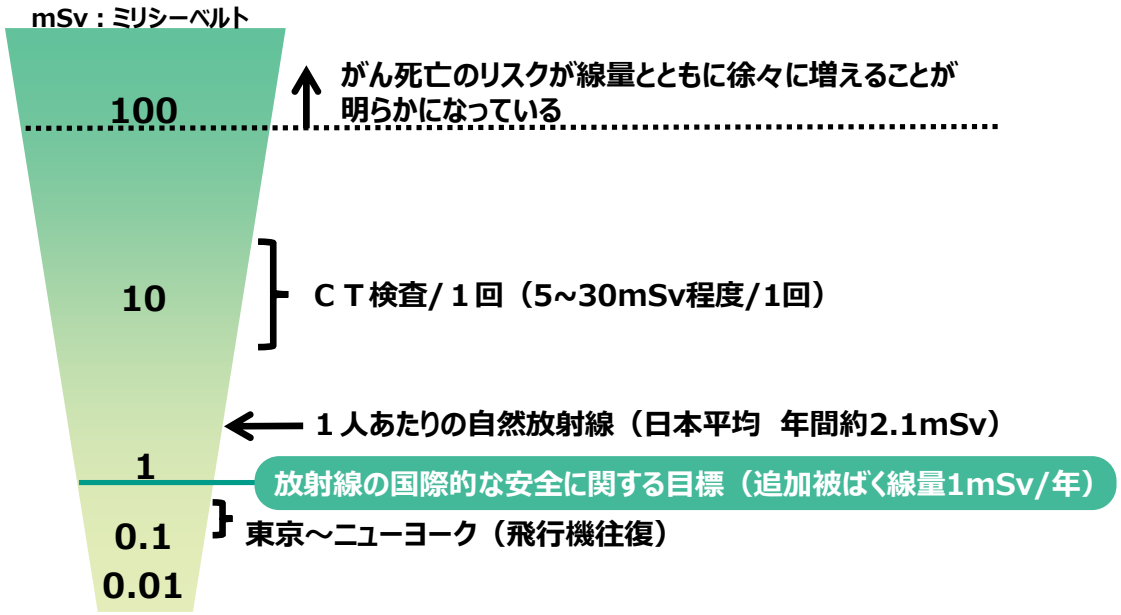
※国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告

・2024年９月、除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合の最終報告書が公表。報告書では、**復興再生利用等に係る環境省の取組が同機関の安全基準に合致する**ことが示された。

・また、2025年２月、放射線審議会から**復興再生利用の基準案は妥当である**との答申が出された。

・これらを踏まえ、2025年３月、環境省令及び告示において、復興再生利用に係る上記の基準を策定。

被ばく線量の比較

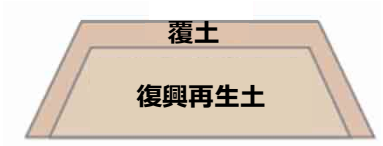


・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所が作成（2021年5月）したものを一部改変

復興再生利用による被ばく



＜復興再生利用の施工のイメージ＞



※飛散・流出防止のための覆いとなる覆土により復興再生土からの放射線は90%以上の遮へいが可能